「さくら積金」

令和６年１月４日現在

１．商品名	・「さくら積金」
２．販　売 （1）販売対象 （2）販売期間 （3）販売総額	・個人 ・令和６年１月４日（木）から令和６年９月３０日（月） ・５０億円（契約総額） （契約総額５０億円に達した時点で販売を終了とさせていただきます。）
３．契約期間	・１年～６年（ただし、月単位）※初回を除き口座からの自動振替といたします
４．払　込 （１）払込方法 （２）払込金額 （３）払込単位	・毎月一定額を定められた日に口座からの自動振替による払込みとします。 ・１０，０００円以上 ・１，０００円単位
５．支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
６．利息（給付補填金） （１）適用金利 （２）給付補填金の支払方法 （３）計算方法	・ 固定金利：０．０５％ ・ 契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。 ・ 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 ・ 給付補填金は付利単位を１００円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。
７．税　金	・給付補填金には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金が源泉分離課税されます（なお、マル優は利用できません）。 ＊令和１９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金が源泉分離課税されます。 ・法人は総合課税となります。
８．手数料	―――――――――――
９．付加できる特約事項	・「総合口座」の担保とすることはできません。
10．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払いま

かながわ信用金庫 かなしん

	す。 ①初回払込日から解約日までの期間が１年未満の場合 　解約日の普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が１年以上の場合 約定年利回り×６０％（小数点第３位以下切捨て、この計算による利率が解約日の普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします）
11.　金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は店頭備え付けの金利表示ボードをご覧いただくか、または窓口へご照会ください。
12.　苦情処理措置・紛争解決措置	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはかなしん　よろず相談承り処（１０時～１９時、電話０１２０－０４６８０１）にお申し出ください。 紛争解決措置　東京弁護士会（電話０３－３５８１－００３１）、第一東京弁護士会（電話０３－３５９５－８５８８）、第二東京弁護士会（電話０３－３５８１－２２４９）、神奈川県弁護士会（電話０４５－２１１－７７１６）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記かなしん　よろず相談承り処または全国しんきん相談所（９時～１７時、電話０３－３５１７－５８２５）にお申し出ください。また、お客様から、各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、上記東京の弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京の弁護士会、当金庫かなしん　よろず相談承り処もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
13.　その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 ・預金保険によって元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金（当座預金、普通預金無利息型）を除く他の付保対象預金などの預金元本を合算して１，０００万円までとその利息が保護されます）。

	・約定どおり掛け込みをされた場合、満期日に払戻請求書および証書なしで処理し、自動振替契約の預金口座へ税引後の給付契約金をご入金いたします。また、約定どおりの掛け込みがなかった場合でも、満期日（休日の場合は翌営業日）に処理をしますので、その場合は払戻金額が給付契約金額より少なくなります。